



質問

規約の改定を検討中です。管理組合の役員の任期について規定はありますか。



回答

管理組合が法人化されている場合は、区分所有法第 49 条第 6 項により「理事の任期は 2 年とする。ただし、規約で 3 年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする」とされ、この規定は監事にも準用するとされています。

管理組合が法人化されていない場合は、役員の任期に関する法的な規定はありませんので、総会の決議を経て規約を改定すれば自由に任期を定めることができます。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。